

青森県報

号外第三十九号

平成二十八年
三月三十一日
(木曜日)

目次

条 例

青森県県税条例等の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……10

条 例

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項中、「第三十五条の三、第三十五条の五」を「から第三十五条の五まで」に改める。

第三十五条の四を削り、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の二を第三十五条の三とする。

第六十条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」

を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第九条の三第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項第一号から第三号までの規定中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率」が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率(次項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)(一)に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で同令附則第五条の二第五項に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)(二)に、「地方税法施行規則附則第五条の二第九項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第八項」に、「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第百五十二条第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円

第百五十二条第一項第一号口																	
十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円
五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万五千円	二万五百円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円

第百五十二条第一項第一号イ																	
第百五十二条第一項第一号口																	
六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円
三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円

第百五十二条第一項第二号イ(2)						第百五十二条第一項第三号イ(1)						第百五十二条第一項第二号八(2)		第百五十二条第一項第二号八(1)			
六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千元	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千円	七千五百円
三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千円	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円

第百五十二条第一項第五号二(1)			第百五十二条第一項第五号八(2)			第百五十二条第一項第五号八(1)			第百五十二条第一項第四号口			第百五十二条第一項第四号イ			第百五十二条第一項第三号口		
七千六百元	六千八百円	六千円	一万三千七百元	六千八百円	一万円	五千三百円	九千円	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円
四千円	三千五百円	三千円	七千円	三千五百円	五千円	三千円	五千円	三千円	三千五百円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円

第百五十二条第一項第五号水(1)	八千円	四千元
	八万八千八百円	四万四千五百円
	七万四百円	三万五千五百円
	六万二千二百円	三万千円
	五万三千二百円	二万七千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	四万八千円	二万五千円
	三万六千円	一万八千円
	三万六千六百円	一万六千円
	二万七千六百円	一万四千円
	二万三千六百円	一万二千元
	三万二千五百円	一万六千五百円
	二万七千七百円	一万千円
	一万八千八百円	九千五百円
	一万六千四百円	八千五百円
一万四千三百円	七千五百円	
一万二千五百円	六千五百円	
一万千円	五千五百円	

第百五十二条第一項第五号水(2)	一万六千円	八千円
	九千五百円	五千円
	一万九千円	九千五百円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元

附則第九条の三第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。
 附則第十二条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第九十条第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。
 附則第十五条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。
 附則第十六条第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。
 二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年
 年度分

附則第十八条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」と、「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは

十五項及び第十六項の規定は公布の日から、附則第八項から第十一項までの規定は平成二十九年四月一日から、附則第十二項の規定は平成三十年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)前に支払を受ける第一条の規定による改正前の青森県条例(以下「改正前の条例」という。)(第三十五条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 次項から附則第十二項までに定めるものを除き、第一条の規定による改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。)(第六十条第一項及び第三項並びに附則第十八条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第五十六条第一項第一号に掲げる法人(三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の改正後の条例第五十八条第一号に規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下同じ。)(で除して計算した金額。次項から附則第七項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。)(が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第一項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。)(が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)(第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(次項から附則第七項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。)(から控除する。

額」という。)(から控除する。

一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号に規定する付加価値額(当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号に規定する資本金等の額(当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号に規定する所得を改正後の条例第六十条第一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額(当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第一項第一号の表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

5 改正後の条例第五十六条第一項第一号に掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十八年度分法人事業税額から控除する。

6 改正後の条例第五十六条第一項第一号に掲げる法人(三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)(で、平

成二十八年分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年分法人事業税額から控除する。

一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ロに規定する資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得（当該所得の金額に千円未満の端数がある場合又は当該所得の金額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

7 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十八年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円を除して得た額に相当する金額（当該金額に百円

未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年分法人事業税額から控除する。

8 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から附則第十一項までにおいて「平成二十九年分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る改正後の条例第六十条第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から附則第十一項までにおいて「平成二十九年分法人事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ロに規定する資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得を改正後の条

例第六十条第一項第一号八の表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額

(当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第一項第一号八の表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年分課税標準所得に当該区分に應ずる改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた同号八の表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第八条の規定による改正前の地方税法特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)以下「旧暫定措置法」という。)第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

9 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円を除いて得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。

10 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人(三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る改正後の条例第六十条第三項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げ

た金額)は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。

一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額(当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ロに規定する資本金等の額(当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得(当該所得の金額に千円未満の端数がある場合又は当該所得の金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年分課税標準所得に改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた同号ハに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

11 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円を除いて得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場

合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。
 12 附則第八項から前項までの規定は、改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
附則第九項	平成二十九年分法人事業税額	平成三十年分法人事業税額
	平成二十九年分法人事業税額	平成三十年分法人事業税額
附則第八項第三号	平成二十九年分課税標準所得	平成三十年分課税標準所得
	平成二十九年分課税標準所得	平成三十年分課税標準所得

13 (自動車税に関する経過措置)
 改正後の条例附則第九条の三及び第十六条第一項の規定は、平成二十八年分分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。
 14 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十六年分及び平成二十七年分分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。
 15 (青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年七月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

前項	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
附則第十項第三号	平成二十九年分課税標準所得	平成三十年分課税標準所得
	平成二十九年分課税標準所得	平成三十年分課税標準所得

第二条を削り、第一条の条名を削る。

附則第一項ただし書を削り、附則第二項及び第三項中「第一条の規定による」を削り、附則第七項を削る。

16 青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年三月青森県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の条名を削る。

附則第一項ただし書を削り、附則第二項中「第一条の規定による」を削り、附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号及び第十二条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の〇・九五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・三五」に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の一・八」に、「百分の二・三五」を「百分の一・四二五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・〇二五」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の二・七二五」を「百分の一・六六二五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の二・三六二五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の一・八」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改める。

第十九条第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の〇・九五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・三五」

に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の一・八」に、「百分の二・三五」を「百分の一・四二五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・〇二五」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の二・七二五」を「百分の一・六六二五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の二・三六二五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の一・八」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改める。

第二十二条第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の〇・九五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・三五」に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の一・八」に、「百分の二・三五」を「百分の一・四二五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・〇二五」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の二・七二五」を「百分の一・六六二五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の二・三六二五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の一・八」に、「百分の四・五」を「百分の二・七」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に改める。

附則第四項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の一・五五」とあるのは「百分の〇・八」を「百分の〇・九五」とあるのは「百分の〇・一五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「百分の一・三五」に、「八百万円以下の金額の百分の一・一五」を「百分の〇・二五」に、「超える金額の百分の三」を「百分の一・八」に、「超える金額の百分の一・五五」と、「百分の二・三五」を「百分の〇・三五」と、「百分の一・四二五」に、「百分の一・二」と、「百分の三・四五」を「百分の〇・二二五」と、「百分の二・〇二五」に、「百分の一・七二五」を「百分の〇・三七五」に、「百分の四・五」とあるのは「百分の二・三二五」を「百分の二・七」とあるのは「百分の〇・五二五」に、「百分の二・七一二五」を、「百分の一・六六二五」に、「百分の一・四」と、「百分の四・〇二五」を「百分の〇・二六二五」と、「百分の二・三六二五」に、「百分の二・〇二五」を「百分の〇・四三七五」に、「百分の五・二五」を「百分の三・一五」に、「百分の二・七二五」と、「」を「百分の〇・六一二五」と、「」に、「百分の三」とあるのは「百分の一・五五」を「百分の一・八」とあるのは「百分の〇・三五」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2

改正後の青森県税の特別措置に関する条例第十六条第一項第一号、第十九条第二項第一号、第二十二條第一項第一号及び附則第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭